

◎新潟県告示第1211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業・離島 羽茂沖地区
東沖パイプライン(市道脇)用地測量等作業)
- 2 作業期間 令和5年10月10日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県佐渡市羽茂大石 地内